

平成 23 年 2 月 3 日

各 位

会 社 名 株式会社オリエンタルランド  
代表者名 代表取締役社長 上西 京一郎  
(コード番号：4661 東証第 1 部)

### 自己株式の取得及び自己株式の公開買付けに関するお知らせ

当社は、平成 23 年 2 月 3 日開催の取締役会において、会社法第 165 条第 3 項の規定により読み替えて適用される同法第 156 条第 1 項及び当社定款の規定に基づき、自己株式の取得及びその具体的な取得方法として金融商品取引法(昭和 23 年法律第 25 号。その後の改正を含みます。以下「法」といいます。)に定める発行者による上場株券等の公開買付け(以下「本公開買付け」といいます。)を実施することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。なお、本書中の「株券等」とは、株券等についての権利を指します。

#### 記

##### 1. 買付け等の目的

当社は平成19年5月に中期経営計画『Innovate OLC 2010』を策定し、当社グループの価値向上策の一つとして、株主還元を掲げており、利益の成長と直接的な利益還元によるROEの向上を目指しております。自己株式の取得につきましても、経営環境の変化に対応できる機動的な資本政策の遂行、資本効率の改善、ROEの向上および株主への利益還元等を目的として、これまで平成20年5月及び平成22年2月に公開買付けの手法により自己株式の取得を実施してまいりました。今般、平成22年12月頃、当社の主要株主である三井不動産株式会社(以下「三井不動産」といいます。)より、保有する当社株式の一部を売却する意向がある旨の表明を受けました。

これを受けて当社は、当社の経営方針や財務の健全性及び安定性確保、当社株式が市場で売却された場合に当社株式の市場株価に生じる影響等を総合的に勘案した結果、当社が自己株式として取得することが妥当であり、自己株式の具体的な取得方法については、株主間の平等性、取引の透明性という観点から、公開買付けの手法により実施するのが適切であると判断いたしました。また、当社は、本公開買付けに応募せずに当社株式を保有し続ける当社株主の利益を尊重する観点に立って、資産の社外流出をできる限り抑えるべく、市場価格より一定のディスカウントで買付けることが望ましいと判断いたしました。また、当社の経営

方針や財務の健全性及び安定性確保の観点から買付予定数については3,000,000株（発行済株式の総数に占める割合：3.30%）が妥当であるとの判断に至りました。

以上を踏まえ、当社は、平成23年2月3日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条第1項及び当社定款の規定に基づき、自己株式の取得及びその具体的な取得方法として本公開買付けを実施することを決議いたしました。なお、当社は、当社の主要株主である三井不動産から本公開買付けに対して、同社が保有する当社株式の一部を応募する意向がある旨の表明を受けております。

本公開買付けにより取得した自己株式の処分等の方針については未定です。

## 2. 自己株式の取得に関する取締役会決議内容

### (1) 決議内容

種類	総数	取得価額の総額
普通株式	3,000,100株（上限）	21,120,704,000円（上限）

(注1) 発行済株式総数 90,922,540株

(注2) 発行済株式総数に対する割合 3.30%（小数点以下第三位を四捨五入）

(注3) 取得する期間 平成23年2月4日から平成23年3月31日まで

(2) 当該決議に基づいて既に取得した自己の株式に係る上場株券等  
該当事項はありません。

## 3. 買付け等の概要

### (1) 日程等

① 取締役会決議日	平成23年2月3日（木曜日）
② 公開買付開始公告日	平成23年2月4日（金曜日） 電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。 （電子公告アドレス <a href="http://info.edinet-fsa.go.jp/">http://info.edinet-fsa.go.jp/</a> ）
③ 公開買付届出書提出日	平成23年2月4日（金曜日）
④ 買付け等の期間	平成23年2月4日（金曜日）から 平成23年3月4日（金曜日）まで（20営業日）

### (2) 買付け等の価格

普通株式1株につき金7,040円

### (3) 買付け等の価格の算定根拠等

#### ① 算定の基礎

当社は、本公開買付けの買付け等の価格（以下「本公開買付け価格」といいます。）の算定につきましては、上場会社の行う自己株式の取得が一般的に金融商品取引所を通じた市場買付けによって行われることを勘案し、当社株式の市場価格を基礎に検討いたしました。また、本公開買付け価格の決定に際して、基礎となる当社株式の適正な時価として、市場価格の変動を考慮し、当社株式の本公開買付けを決議する取締役会開催日の直前の営業日の株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）における当社普通株式の市場価格ではなく、本公開買付けを決議する取締役会開催日の前営業日までの過去1ヶ月間（平成23年1月4日から平成23年2月2日まで）の東京証券取引所における当社普通株式の終値の平均値（7,565円、円未満四捨五入）とすることが妥当であるとの結論に至りました。

また、当社は、本公開買付けに応募せずに当社株式を保有し続ける当社株主の利益を尊重する観点に立って、資産の社外流出をできる限り抑えるべく、市場価格より一定のディスカウントで買付けることが望ましいものと判断いたしました。

ディスカウント率につきましては、過去の自己株式の公開買付けの事例において、ディスカウントで行われた事例を踏まえ7%と設定し、三井不動産に対しては、市場価格より7%ディスカウントした水準で公開買付けを行う用意がある旨を申し入れております。

最終的に平成23年2月3日開催の取締役会の前営業日までの過去1ヶ月間（平成23年1月4日から平成23年2月2日まで）の東京証券取引所における当社普通株式の終値の単純平均値（7,565円、円未満四捨五入）に対して7%のディスカウントとなる7,040円（10円未満四捨五入）を本公開買付け価格とすることを決定いたしました。

なお、本公開買付け価格は、本公開買付けを決議した取締役会開催日の前営業日である平成23年2月2日の当社普通株式の終値7,730円に対して8.93%（小数点以下第三位を四捨五入。以下同じ。）、同年2月2日までの過去1ヶ月間の当社普通株式の終値の単純平均値7,565円（小数点以下を四捨五入。以下同じ。）から6.94%、同年2月2日までの過去3ヶ月間の当社普通株式の終値の単純平均値7,611円から7.50%、同年2月2日までの過去6ヶ月間の当社普通株式の終値の単純平均値7,647円から7.94%、それぞれディスカウントした金額に相当します。

#### ② 算定の経緯

当社は平成19年5月に中期経営計画『Innovate OLC 2010』を策定し、当社グループの価値向上策の一つとして、株主還元を掲げており、利益の成長と直接的な利益還元によるROEの向上を目指しております。自己株式の取得につきましても、経営環境の変化に対応できる機動的な資本政策の遂行、資本効率の改善、ROEの向上および株主への利益還元等を目的として、これまで平成20年5月及び平成22年2月に公開買付けの手法により自己株式の取得を実施してまいりました。今般、平成22年12月頃、当社の主要株主である三井不動産より、保有する当社株式の一部を売却する意向がある旨の表明を受けました。

これを受けて当社は、当社の経営方針や財務の健全性及び安定性確保、当社株式が市場で売却された場合に当社株式の市場株価に生じる影響等を総合的に勘案した結果、当社が自己株式として買い受けることが妥当であり、自己株式の具体的な取得方法にあたっては、株主間の平等性、取引の透明性という観点から、公開買付けの手法により実施するのが適切であると判断いたしました。また、当社は、本公開買付けに応募せずに当社株式を保有し続ける当社株主の利益を尊重する観点に立って、資産の社外流出をできる限り抑えるべく、市場価格より一定のディスカウントで買付けることが望ましいと判断いたしました。ディスカウント率については、過去の自己株式の公開買付けの事例において、ディスカウントで行われた事例を踏まえ7%と設定し、三井不動産に対しては、市場価格より7%ディスカウントした水準で公開買付けを行う用意がある旨を申し入れております。また、当社の経営方針や財務の健全性及び安定性確保の観点から買付予定数については3,000,000株（発行済株式の総数に占める割合：3.30%）が妥当であるとの判断に至りました。

以上の事前の協議並びに検討および判断を経て、当社は平成23年2月3日開催の取締役会において、市場価格の動向と過去の自己株式の公開買付けの事例等を総合的に勘案し、平成23年2月3日開催の取締役会の前営業日までの過去1ヶ月間（平成23年1月4日から平成23年2月2日まで）の東京証券取引所における当社普通株式の終値の単純平均値（7,565円、円未満四捨五入）に対して7%のディスカウントとなる7,040円（10円未満四捨五入）を本公開買付価格とすることを決定いたしました。

なお、本公開買付価格は、本公開買付けを決議した取締役会開催日の前営業日である平成23年2月2日の当社普通株式の終値7,730円に対して8.93%（小数点以下第三位を四捨五入。以下同じ。）、同年2月2日までの過去1ヶ月間の当社普通株式の終値の単純平均値7,565円（小数点以下を四捨五入。以下同じ。）から6.94%、同年2月2日までの過去3ヶ月間の当社普通株式の終値の単純平均値7,611円から7.50%、同年2月2日までの過去6ヶ月間の当社普通株式の終値の単純平均値7,647円から7.94%、それぞれディスカウントした金額に相当します。

#### （4）買付予定の株券等の数

株券等の種類	買付予定数	超過予定数	計
普通株式	3,000,000株	—株	3,000,000株

（注1） 応募株券等の数の合計が買付予定数（3,000,000株）を超えないときは、応募株券等の全部の買付けを行います。応募株券等の数の合計が買付予定数を超えるときは、その超える部分の全部又は一部の買付けは行わないものとし、法第27条の22の2第2項において準用する法第27条の13第5項及び発行者による上場株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成6年大蔵省令第95号。その後の改正を含みます。）第21条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付け等に係る受渡しその他の決済を行います（各応募株券等の数に1単元（100株）未満の株数の部分がある場合、あん分比例の方式により計算される買付株数は各応募株券等の数を上限とします。）。

（注2） 単元未満株式についても本公開買付けの対象としています。

（注3） 発行済株式総数に対する割合 3.30%（小数点以下第三位を四捨五入）

(5) 買付け等に要する資金

21,149,500,000 円

(注)買付代金(21,120,000,000円)、買付手数料、その他本公開買付けに関する公告に要する費用及び公開買付説明書その他必要書類の印刷費等の諸費用についての見積額の合計です。

(6) 決済の方法及び開始日

① 買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地

みずほ証券株式会社 東京都千代田区大手町一丁目5番1号

② 決済の開始日

平成23年3月28日(月曜日)

③ 決済の方法

公開買付期間終了後遅滞なく、公開買付けによる買付け等の通知書を応募株主等(外国人株主の場合はその常任代理人)の住所宛に郵送いたします。買付けは、現金にて行います。買付代金より適用ある源泉徴収税額(注)を差し引いた金額を応募株主等(外国人株主の場合はその常任代理人)の指示により、決済の開始日以後遅滞なく、公開買付代理人から応募株主等(外国人株主の場合はその常任代理人)の指定した場所へ送金するか、応募受けをした公開買付代理人の本店又は全国各支店にてお支払いします。

(注) 公開買付けにより買付けられた株式の応募金額に対する課税関係について

(イ) 個人株主の場合

応募株主等が日本の居住者である個人株主の場合、当社の1株当たりの資本金等の額と取得費等との差額については、株式等の譲渡所得等に関する申告分離課税が、本公開買付価格が1株当たりの資本金等の額を超過する部分(以下「みなし配当の額」といいます。)についてはみなし配当課税が適用されます。

みなし配当課税については、個人株主が租税特別措置法施行令第4条の6の2第12項に規定する大口株主等(内国法人の発行済株式(投資信託及び投資法人に関する法律第二条第十二項に規定する投資法人にあつては、発行済みの投資口)又は出資の総数又は総額の百分の五以上に相当する数又は金額の株式(投資口を含む。)又は出資を有する個人)に該当しない場合は、みなし配当の額に7%を乗じた金額が所得税として源泉徴収され、3%を乗じた金額が住民税として特別徴収されます(ただし、国内に恒久的施設を有する非居住者にあつては、住民税は特別徴収されません。)。一方で、個人株主が大口株主等に該当する場合は、みなし配当の額に20%を乗じた金額の所得税が源泉徴収されます(住民税は特別徴収されません。)

国内に恒久的施設を有しない非居住者が大口株主等に該当しない場合は、みなし配当の額に7%を乗じた金額が所得税として、大口株主等に該当する場合は、みなし配当の額に20%を乗じた金額が所得税として源泉徴収されます。

(ロ) 法人株主の場合

法人株主の場合は、みなし配当の額に7%を乗じた金額の所得税が源泉徴収されます。

なお、外国人株主のうち、適用ある租税条約に基づき、かかるみなし配当金額に対する所得税の軽減又は免除を受けることを希望する株主は、公開買付期間の末日までに公開買付代理人に対して租税条約に関する届出書を提出することを通知するとともに決済の開始日の前営業日までに同届出書を公開買付代理人にご提出ください。

(7) その他

① 本公開買付けは、直接間接を問わず、米国内において若しくは米国に向けて行われるものではなく、また米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段(ファクシミリ、電子メール、インターネット通信、テレックス、電話を含みますが、これらに限りません。)を利用して行われるものでもなく、更に米国の証券取引所施設を通じて行われるものでもありません。上記の方法・手段により、若しくは上記施設を通じて、又は米国内から本公開買付けに応募することはできません。また、本公開買付に係る公開買付届出書又は関連する買付書類は米国において、若しくは米国に向けて、又は米国内から、郵送その他の方法によって送付又は配布されるものではなく、かかる送付又は配布を行うことはできません。上記制限に直接又は間接に違反する本公開買付けへの応募はお受けできません。本公開買付けへの応募に際し、応募株主等(外国人株主の場合は常任代理人)は公開買付代理人に対し、以下の表明及び保証を行うことを求められることがあります。応募株主等が応募の時点及び公開買付応募申込書送付の時点のいずれにおいても米国に所在していないこと。本公開買付けに関するいかなる情報(その写しを含みます。)も、直接間接を問わず、米国内において若しくは米国に向けて、又は米国内から、これを受領したり送付したりしていないこと。買付け若しくは公開買付応募申込書の署名交付に関して、直接間接を問わず、米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段(ファクシミリ、電子メール、インターネット通信、テレックス、電話を含みますが、これらに限りません。)又は米国内の証券取引所施設を使用していないこと。他の者の裁量権のない代理人又は受託者・受任者として行動する者ではないこと(当該他の者が買付けに関するすべての指示を米国外から与えている場合を除きます。)

② 当社は、当社の主要株主である三井不動産から本公開買付けに対して、同社が保有する当社株式の一部に応募する意向がある旨の表明を受けております。

(ご参考) 平成 23 年 2 月 3 日時点の自己株式の保有状況

発行済株式総数(自己株式を除く)	86,415,966 株
自己株式数	4,506,574 株

以 上